

# 山口県自動車産業イノベーション推進会議 会則

## (名称)

第1条 この会議は、山口県自動車産業イノベーション推進会議(以下「会議」という。)と称する。

## (目的)

第2条 会議は、山口県の自動車産業の発展に意欲ある企業、大学、公設試、行政機関、金融機関等が参集した「産学公金連携オープンイノベーション」の場を創出し、山口県発の自動車関連産業のイノベーションを促進することと、そのための取組を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、情報交換及び各種連携の場の創出
- (2) 自動車関連産業の動向に関する情報収集及び会員への情報提供
- (3) 企業間又は産学公金の連携による研究開発や内発展開の促進
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 会議は、本会の目的に賛同する会員で構成する。

2 会員は次のいずれかの要件を充たす者とする。

- (1) 山口県内に本社又は事業所、工場等を有する企業
- (2) 大学、公設試、行政機関、金融機関
- (3) その他山口県の自動車産業の発展に関心のある団体又は個人

## (入会及び退会)

第5条 会議への入会は、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

3 会議の会員として適当でないと認められる場合は、幹事会において、除名することができる。

## (役員)

第6条 会議に次の各号に掲げる役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 13名以内(会長及び副会長を含む)

## (役員を選出)

第7条 役員は、別表に掲げる団体が推薦した者をもって構成する。

2 会長は、山口県産業戦略部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、マツダ株式会社防府工場の者をもって充てる。

4 監事は、会員の中から会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会議の会計を監査する。
- 4 幹事は、会議の運営及びその他会務を行う。

### (幹事会)

第9条 幹事会は、役員をもって構成し、会議の事業を執行する。

- 2 幹事会は、会長が必要に応じて招集し開催する。
- 3 幹事会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 幹事会は、役員の過半数の出席で成立する。
- 5 幹事会は、次の事項を審議決定する。
  - (1)この会則の制定及び改廃に関すること。
  - (2)会議の事業に関すること。
  - (3)前各号に掲げることのほか、会議の運営に関する重要な事項に関すること。
- 6 議事は、出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、幹事会に役員以外の者をオブザーバーとして出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により、役員の意見を求めることにより幹事会の議決に代えることができる。この場合、第2項及び第6項の規定は、これを準用する。

### (専門部会)

第10条 会議は、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

### (特別顧問)

第11条 会長は、第2条の目的を達成するために必要な識見を有する者を会議の特別顧問として指名し、会議の事業について指導、助言等を求めることができる。

### (会費及び経費)

第12条 会費は徴収しない。

- 2 会長は、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。
- 3 会議の経費は、山口県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (事業報告書及び決算)

第13条 会長は、事業年度(山口県会計年度に準じる)の終了後速やかに、当該事業年度における事業報告書、収支計算書を作成し、監事による監査に付した上で、幹事会の承認を得なければならない。

### (事務局)

第14条 会議の事務を処理するため、事務局を山口県産業戦略部におく。

- 2 事務局の組織運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第 15 条 会員は会議の活動を通じて知り得た他の会員の個人情報や企業情報を、会議の目的に反して利用してはならない。

2 事務局は、すべての会員情報を適切に管理しなければならない。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成 31 年(2019 年) 2 月 15 日から施行する。

この規約は、令和 2 年(2020 年) 5 月 12 日から施行する。

この規約は、令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	団 体 名
産業界	マツダ株式会社 防府工場
	東ソー株式会社 有機材料研究所
	戸田工業株式会社 創造本部
	東洋鋼鈹株式会社 技術研究所
	UBE マシナリー株式会社 技術開発本部DCプロセス開発部
大学	国立大学法人山口大学 大学研究推進機構
	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 工学部
金融機関	株式会社山口銀行
公的機関	公益財団法人やまぐち産業振興財団 事業支援部
	地方独立行政法人山口県産業技術センター プロジェクト推進部
	山口県 産業戦略部